愛媛県信用保証協会 2次評価

- ・愛媛県信用保証協会は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらのものに対する金融の円滑化を図ることを目的に、信用保証協会法に基づき、県、市町村、民間金融機関等からの出損を得て昭和24年に設立された(当法人は、昭和24年(社)愛媛県信用保証協会として業務開始、25年に(財)愛媛県信用保証協会として業務を継承、29年に信用保証協会法に基づく特殊法人に組織変更し、愛媛県信用保証協会となったもの。)
- ・県内の経済状況は一時の「踊り場」を脱して、穏やかな回復を続けているというものの、中小企業の経営状況は地域や業種間で格差があり、依然として厳しく、資金調達能力の乏しい中小企業の資金繰りの円滑化を図る当法人の必要性は高い。しかし、資金調達の多様化などから、中小企業の資金需要は低調に推移しており、それに伴い、当法人の保証承諾額は伸び悩み傾向が続き、保証料収入の減少が見込まれる一方、代位弁済後の求債権の質が低下しており、回収面では厳しい状況が続いている。そのため、こうした当法人を取り巻く厳しい経営環境の中、財務の健全性を維持しつつ、中小企業の多様なニーズに的確に対応できる経営を行う必要があることなどから、「経営改善を行いつつ存続」とされた法人である。
- ・出資法人改革実施計画等の進捗状況、自己点検評価(1 次評価)等を踏まえた 2 次評価は次のとおりである。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1)組織体制の見直し

- ・18年度から、国の信用補完制度の見直しに的確に対応するため、4部6課を3部7課に再編し、企画部門の強化を図ったほか、18年10月から、窓口業務の合理化と効率化を図るため、5支所を4支所に再編している。
- ・役員は、24名で、商工団体、銀行等から就任しており、うち常勤役員は4名である。(平成18年9月現在)

(2)経営基盤の充実・強化

- ・当法人は、中小企業者が金融機関から事業資金を調達する際に、公的な保証人として、中小企業の信用力の補完を行い、国及び県の施策に対応した各種制度融資の保証推進を図るとともに、当法人独自の保証により中小企業の多様化する資金需要に迅速・的確に対応している。
- ・県内景気は回復基調にあるものの、中小企業者は借り入れに慎重姿勢を示し、資金調達方法が多様化する中、低金利下での保証料の割高感もあり、当法人への保証需要は低調である。さらに、国の制度見直し、民間企業の保証業務への参入、大手金融機関の地方進出などにより、保証債務残高が伸び悩み、今後保証料収入の減少が予想される一方で、建設業をはじめとする企業倒産により代位弁済が増加に転じていることから、余談を許さない状況であり、18年4月から原則第三者保証人非徴求となったことから、代位弁済後の求償権の質が低下しており、回収面は厳しい状況が続いている。
- ・このような厳しい状況の中、当法人は設立以来、赤字になったことはなく、また、保証申し込みに対する承諾率は (17 年度)95.1%と全国平均を上回るとともに、代位弁済率も 1.14%と全国最低であり、財務の健全性を維持し つつ、中小企業の多様なニーズに的確に対応するとともに、適正な保証を行っていると評価できる。
- ・ただし、当法人の保証利用度は全国でも低位にあることから、法人会・商工会議所と連携した協会商品である小口連携保証(トライアングル500)などの独自の保証制度の創設を図り取組んでいるが、更に関係機関と連携して利用者への周知を図るほか、迅速かつ柔軟な処理により、保証利用度の向上を図っていただきたい。
- ・さらに、当法人は、18年度~20年度の業務の基本方針を示す中期事業計画と18年度の運営方針を示す経営計画を 策定し、財務の健全性の確保に努めながら、中小企業の保証需要に的確に対応する運営を行っており、今後とも、 金融機関をはじめ関係機関との連携を強化し、計画の着実な実施に努めていただきたい。

(3)役職員数及び給与制度の見直し

- ・役員数は、24 名、うち 4 名は常勤で、他は全て非常勤で、無報酬。職員数は、18 年度で、70 人 (17 年度に嘱託 2 名退職不補充)
- ・役職員については、極力人員増加を抑制するとともに、ノウハウ継承などのため定年退職者の再雇用制度を確立し、 コスト削減のため人材派遣を活用しており、環境変化に迅速かつ適切に対応できる組織体制を図っている。
- ・職員給与については公務員の給与に準じている。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1)財政的関与の見直し

・県では、中小企業の経営安定などを目的とする県単融資制度の実施に伴い、県制度利用企業の保証料低減を図っており、当法人の保証料の減収分を補うため、県が減収額の2分の1相当額を補助しているが、これは当法人の積極保証を維持させ、県の政策目的を達成し、中小企業の融資の円滑化を図るもので、当法人の財務基盤の安定に必要であり、継続は認められる。

- ・また、県単融資制度のうち新事業創出支援に関しては、対象者が創業者等であり、貸倒リスクが高く、円滑な資金 貸付を推進するため、県が損失補償を行っているが、法人の財務基盤への影響を鑑みるとやむを得ない。
- ・なお、当法人の経営基盤強化により、積極的な保証推進を促すことを目的に、国補助金を活用して基本財産への出 捐を行ってきたが、17年度からは国補助金が当法人への直接補助となり、出捐は行っていない。

(2)人的関与の見直し

- ・県からの職員派遣、兼務は行っていない。
- ・役員には、会長及び専務理事に県職員 O B が就任しているが、当法人の経営に当たっては、県や商工団体、金融機関等関係機関と密接な連携を図る必要があり、経済労働行政等に精通した県職員 OB の必要性は認められる。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

- ・当法人独自のホームページを開設し、保証制度や商品の内容などをPRするとともに、中期事業計画、18年度経営計画等を公開し、18年12月には情報公開制度を導入したところである。さらに、会計監査は監事である公認会計士による監査を受けており、また実施計画において、事業年度終了後には、外部委員による評価を受け、その結果についても公表するとあり、経営の透明性の確保などの観点から評価できる。
- ・なお一層、県民への説明責任を果たすために、決算情報なども積極的な開示が望まれる。

4 総合的評価

【法人】

・厳しい経営状況の中、中期事業計画(18~20年度)、18年度経営計画に基づき、財務の健全性の確保、環境変化に適切に対応できる組織体制の確立に努めながら、中小企業の保証需要にも的確に対応した運営を行っているが、今後とも金融機関をはじめ関係機関との連携を強化し、中小企業の保証需要に応えるため、保証利用度の一層の向上に努めること。

【所管課】

・当法人は、中小企業の金融円滑化のため、国、県の政策保証の推進に取り組んでおり、県の政策目的達成の観点から、当法人の経営基盤の充実強化に向け、指導、支援に努めること。